



いじめについて「正しく知り、考え、行動」できるチーム学校をめざして

次の事例について、考えてみましょう。

【事例①】

グループ内での立場

女子Aは、グループの一員として行動をとらしていたが、弱い立場のように見えただけで、他のメンバーからからかわれたり、いじられたりすることがあった。

Aは、常に同じ役割を担わされているわけではなく、言い返したりもしていることを例にあげ、いじめではないと主張している。

本人は否定



Aも言い返しているし、「いじめではない」と否定している。「いじめ」として認知しなくても、Aの様子を気を付けて見守るようにすればよいのではないですか？

【事例②】

男子Bは、同級生C、D、E、Fからあだ名で呼ばれている。BもC、D、E、Fに同じようにあだ名をつけて、グループの輪に入ろうとしているが、自分の行為だけ周囲から否定されている。

双方向の行為

Bは他の4名と仲良くやりたいたいと思っており、あだ名をつけていることは、友情の証だと捉えている。Bも他の4名に自分と同じようにあだ名をつけているが、なぜか自分の行為は否定されているような気がしている。

心身の苦痛



一方的にあだ名をつけられているわけではないし、Bは自分からグループの輪に入ろうとしているのだから、いじめとは言えないのではないかしら…。

Bは自分が否定されていると感じているのだから、「お互いさま」だと見過ごしたらいけないと思うのだけれど…。



『いじめ対策に係る事例集』（平成30年9月文部科学省初等中等教育局児童生徒課）P.10～13より

事例①②は、**法のいじめとして扱うべき事例**です。

再確認！

【いじめ防止対策推進法】

（定義）第2条

この法律において「いじめ」とは、〈略〉当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校及び学校の教職員の責務）第8条

学校及び学校の教職員は、〈略〉保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

事例①のように、本人がいじめ被害を認めない場合、いじめの定義に該当しないと判断されがちです。しかし、グループ内の立場などの背景事情を考慮し、「客観的に見ていじめに当たる事案である」と捉え、学校いじめ対策組織で対応することが必要です。

「本人が大丈夫だと言うのだから…」
「よくあることだから」と、**個人の判断で留めない**

事例のような具体的な場面について、校内研修や子供を語る会等で感想や意見を述べ合うことが有効です。いじめに対する共通理解を図るには、全員で納得できる範囲や内容を確認するプロセスを経ることが大切です。

- どのような行為がいじめに当たるのか
- どのような行為をゆるしてはならないのか
- どのような対応が適切なのか



教職員の“温度差”を小さくし、いじめに対する認識を共有する



御活用ください！

『いじめ対策に係る事例集』

文部科学省 いじめ 事例集

検索



- 「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいた解説、学校の対応や児童生徒への支援・指導のポイント等について事例ごとにまとめている。
- いじめの防止や早期発見及び対処等、優れた事例や教訓となる多くの事例を掲載。

西部地区では、いじめの認知件数が0件(9月末現在)という学校が多い傾向にあります。

全ての教職員が、いじめの定義について正しく理解しているか、子供の変化やトラブルに気付いた時にどう動くべきか理解しているか等、いじめについて校内で今一度確認し、いじめのない学校づくりを進めていきましょう。

